

平成24年度 決算特別委員会付帯意見及び回答

平成25年9月20日議会終了後に町長に提出した付帯意見に対する回答が届きましたのでご紹介します。

意見1 財政に対する意識 改革及び将来に向 けた運営計画を

平成28年度以降、国の地方交付税をはじめとする合併優遇措置が減じられていく中、持続可能な町づくりを進めていく上で、町の財政に対する意識改革と将来に向けた財政運営計画を検討していくこと。

回答

普通交付税の合併算定替については、平成11年に合併特例法の一部改正で15か年度適用することとされ、最初の10か年度は合併関係市町村がなお存続するものとして計算し、11年度以降は、激変緩和措置として、段

階的にその額を縮減させていくとされている。当町では、この合併算定替により毎年5億数千円程度の恩恵を受けており、将来の必要不可欠な事務事業に備えて財政調整基金及び合併町村振興基金への積立てに努めている。

また、この合併算定替の終了に伴う歳出削減にとどまらず、今後の人口減少社会に対応した行政運営も必要で、具体的には、使用料、手数料等受益者負担の適正化、ソフト事業への過疎債の活用、補助金、交付金等の時限廃止又は縮減、徹底した行政改革の推進及び事務事業の共同処理化などについて、今後とも町行政関係者が一

意見2

八森生活改善センターと八森多目的集会施設について 自治会等と協議を

八森生活改善センターと八森多目的集会施設は、利活用の向上のため、自治会等と協議を図ること。

回答

両施設の管理運営については、以前にも、関係自治会に指定

丸となつて追求していかなければならない。財政運営計画については、毎年、決算状況を基に、中期の財政成しており、この中で国の施策や方針を見据えながら、財政の健全化を堅持していく。



八森生活改善センター（左）と八森多目的集会施設（右）



管理者として管理運営できないかお願いした経緯があるが、再度関係自治会と協議したいと考えている。

意見3 町で助成している 施設に対して一定 の規定を

各施設に町で助成しているが、補助のあり方について一定の規範を設けるべきである。

回答

町内にある公設民営方式の施設は、法人、団体等と管理に関する協定書を締結し、適正かつ円滑な管理をお願いしている。

また、管理物件（管理施設、管理物品）については、指定管理者が善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理することとし、管理施設の修繕については、町と指定管理者が協議して実施することとしており、それぞれ

の事情に応じて対処しているのが実情である。今後は、各指定管理者の意向を十分に把握した上で、管理施設に対する町の助成のあり方などについて、一定の規範を設けるよう努める。

意見4

菌床シイタケ事業 については定期的 に経営成果の検証 を

菌床シイタケ事業については、当面一年間の経営に関してのシミュレーションを作成し、生産・販売していく過程において、計画どおりに進捗しているか、定期的に成果を検証するべきである。

回答

峰浜培養の菌床シイタケ事業については、平成25年度事業計画書が株主総会で承認され進められている。峰浜培養では、9月末で上半期事業が終わり、監査が行われることから、その結果を踏まえ事業修正など、下半期の事業推進にいかすことにしている。

特に、今年度から「新菌」を導入しホダの製造や栽培方法が全く新しくなったことから、季節ごとの栽培管理、製造や販売単価の推移など、一年間のデータを整理・分析した上で、平成26年度以降のシミュレーション作成にいかし事業推進に努めたいと考えている。



平成25年2月に産業建設常任委員会で峰浜培養を視察している

意見5

徴収計画を立てよ

分担金の収納対策について、滞納繰越分の欠損が出ている。繰り返すことの無いように、税も含めて徴収計画を立てること。

回答

下水道等の受益者分担金収納対策については、現在実施している督促や催促に加え、不納額の納付計画書や支払意思の確認書等を

提出していただくよう、滞納者と協議していく。

また、税については、長引く不況や退職者の増加により現年分の調定額も減少する中、滞納額が増加しないよう粛々と関係法令に基づく滞納処分及び収納対策を講じている。滞納整理の基本方針としては次のとおりである。

- ①新規の滞納者については、滞納額が肥大化しないよう早期に対応（催告・納付誓約・差押）する。
- ②催告等に応じ、納付の相談を申し出る滞納者については、納付計画を立て、確実な分納を管理していく。
- ③納付能力がありなが